

# NPO法人しらかみ終活相談所のご案内

当相談所では、相続対策、高齢者の認知症対策、障がい者や引きこもりの家族を持つ方のための福祉型信託をはじめ、空き家対策、改葬・墓じまい、遺言書作成指導、エンディングノート作成指導など、終活に関する相談を総合的に受け付けています。また、様々な会場でセミナーを開催しています。参加者が数人でもお受けしますので、皆さまの終活に是非お役立てください。

## 理事相談員

### 戎屋 鉦希

えびすや こうき



えびすや行政書士事務所代表  
一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター  
秋田県支部所属

## 理事相談員

### 藏本 光喜

くらもと こうき



藏本FP事務所代表  
日本FP協会所属ファイナンシャルプランナー  
民事信託 コーディネーター 日本FP協会会員

## セミナー・講習会

- 成年後見制度の仕組みと利用方法
- 福祉型信託の仕組みと利用事例
- 相続対策に必要な知識と遺言書作成
- 終活のための保険見直し
- その他「終活」全般の解説

企業の福利厚生の一環としての従業員向け、福祉施設関係者向け、自治体・自治会向け、施設入所者の個別終活相談など、講師が出向き、セミナー・講習会を行っています。

## 「民事信託コーディネーター」資格取得セミナー

認知症を患った方の資産凍結を回避したり、障がいのある家族の生活を守るために、「民事信託」という制度があります。しかし、制度が施行されて10数年しか経っていないこともあって、専門家が全国的に不足している状態です。当相談所では、民事信託コーディネーター®と呼ばれる民事信託の専門家を育成しています。詳細については是非お問合せください。

## NPO法人 しらかみ終活相談所

TEL 0185-74-6461

FAX 050-3730-2788

相談日 平日 10:00~15:00

テレワーク継続中ですので、  
直接相談員に繋がる場合があります。

HP <https://shirakami-consul.org>

メール [syukatsu@shirakami-consul.org](mailto:syukatsu@shirakami-consul.org)



## セミナー・相談のご案内

# 終活 はじめませんか？

認知症になったら…

入院したら…死んだ後は…

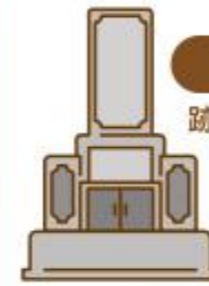


残された家は？



財産

旦那さんが認知症になったら？



お墓

跡取りがない



遺言書

書き方がわからない



エンディングノート

書いたほうがいい？

## 自分の老後、家族の老後。

## 備えて気持ちを軽くしませんか？

セミナー・相談会  
お気軽に  
お問い合わせ  
ください

私たちの多くは、50歳代半ばころには子育てを終え、60代、70代、80代と老齢に向かいます。やがて体調を崩したり判断力が乏しくなった時、そして最期を迎えた時のことを考え、財産の承継、家財やお墓などの処理、さらに家族にお願いしておくべき「老後」の事や「葬儀」などについて考えるようになります。終活のことでお悩みがあれば、是非しらかみ終活相談所へご相談ください。

## 相談内容

- エンディングノートの書き方
- 保険の見直し
- 相続対策
- 遺言書の書き方
- 空き家・空き地対策
- 改葬・墓じまい
- 福祉型信託/成年後見人

頼れる街の法律家「行政書士」と、くらしとお金の専門家「民事信託コーディネーター」がご相談に応じます。

NPO法人しらかみ終活相談所 TEL 0185-74-6461



## 悩める「終活」Q&A

家族構成や資産状況(動産・不動産比率など)、あるいは、ライフスタイルなどによっても、備えるべきことは千差万別。これだという決まった形が無いのが終活です。

### 相続対策

**Q** 妹から「父が死んだら遺産もらえるんだよね」と聞かれたけど、妹にも渡さなくてはいけないの？

亡くなった方のお子さんか父母が健在であれば、兄弟・姉妹に相続権はありません。もし、お子さんも父母もいらっしゃらない場合は、亡くなった方の配偶者と兄弟・姉妹に相続権があります。

**Q** 私たち夫婦には子どもがいません。主人が亡くなったとき、財産はどうなるのでしょうか？

まずは、ご主人が自分の財産をどのように引き継ぎたいのかを確認してください。亡くなった方の遺産の処分については、亡くなった方の意思が最優先されます。なお、相続権のある人については一定の決まりがありますので、その点は注意してください。

### 遺言書・生前契約

**Q** 主人は手書きで遺言書を書いていると言っているけど、役に立つのかしら？

「公正証書遺言」以外で作成した遺言書は、亡くなったときに相続人全員が家庭裁判所に集まって、遺言書の有効性の検認を受ける必要があります\*。自筆で遺言書を作成した場合も検認が必要になります。保管方法、作成方法は一度相談されたほうが良いと思います。\*2020年7月より、自筆証書遺言の法務局預かりが始まりました。この場合は検認は必要ありません。

**Q** 私には頼れる家族がいません。もし、介護状態になったときなどは、どうすれば良いのでしょうか？

「生前契約」という制度があります。介護状態になれば、福祉施設のお世話になったり、入所・入院費用の準備も必要になります。その他万一の時も含め必要な作業全般及び費用の支払いなどを依頼できる制度ですので、利用についてご相談ください。

### 墓じまい

改葬(お墓の移動)、墓じまいは、市町村役場備付の申請書を提出し、お寺にお願いして行います。

### 家財・仏壇仏具

空き家になった場合の、家財や仏壇仏具の処分も行っています。

### エンディングノート

エンディングノートは、ご家族のためにも是非作成してください。作成についてのご相談も受け付けています。

## 成年後見制度とは？

判断能力の低い状態が続いている場合に、本人の判断を他の者が補うことによって、本人の権利を守り、法律的に支援・保護するための制度です。こういう症状のことを一般的に「認知症」といいますが、どのような後見活動が提供されているのかなど、まだまだ制度の理解が進んでいないのが実状のようです。



### 後見人は何をする人？

成年後見人は、認知症、知的障害、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人の財産管理(各種申告や支払いなど)と、身上監護(各種届出、医療機関手続、施設入所の手続と支払いなど)を行います。

認知症の場合は、症状が進んでしまうと、暴力的になったり、言動に暴言や奇行などが現れ

ます。さらに自分の記憶が曖昧な力所には、嘘や妄言が出たり奇声を発したりと、家族では支援ができなくなってきます。こういう状態になった方の権利を守るために、家庭裁判所より認定された「後見人」が、本人の判断を補い、本人を法律的に支援・保護します。

## 「認知症対策」「親なきあと」と福祉型信託

認知症になると、本人の資産はすべて凍結されますので、いざという時のために取っておいた定期預金なども、配偶者であっても引き出しや解約ができなくなります。家を売却して費用を準備しようとしても、売却の手続きもできません。



### 「親なきあと」のお子さんを守る

また、障がいのあるお子さんや引きこもりのお子さんを持つ親御さんにとっては、自分の老後の不安に加えて、お子さんの将来の生活がとても心配になります。お子さんが日常生活はできるとしても金銭管理は無理だろうとなれば、誰かをお願いして、月々の生活費を給付金するという形で、生活を守ってもらうことができるかもしれません。

「福祉型信託」は認知症になった方のご家族や、「親なきあと」のお子さんの生活を資金面で守るための制度で、相談者の願いが確実に実現されるように「信託法」という法律でしっかり守られる仕組みです。是非ご相談ください。

お気軽にご相談ください